

● 健康保険証をお使いの皆さまへ ●

マイナンバーカードを 健康保険証としてぜひお使いください!



問い合わせ マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178

マイナンバーカードを健康保険証として 利用するメリット

① データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方された薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

さらに、マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口支払いが安くなります。

② 転職や転居等での保険証切り替え・更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。
※新しい保険者への加入手続は必要です。

③ 手続きなしで高額療養費制度が利用可能

高額療養費制度における限度額を超える支払いが、限度額適用認定証等がなくても、窓口での支払い時点で確実に免除されます。

マイナンバーカードを健康保険証として 利用するための準備

① マイナンバーカードを申請

申請方法は選択可能です。

- ・オンライン申請 (パソコン・スマートフォンから)
- ・郵便による申請
- ・まちなかの写真証明機からの申請

② マイナンバーカードを健康保険証として登録

利用登録の方法

- ・「マイナポータル」から行う
 - ・セブン銀行 ATM から行う
- 一部の医療機関・薬局の受付でも登録することができます。



今後の保険証とマイナンバーカード

令和6年秋以降は新規の保険証の発行を取りやめ、マイナンバーカードと一本化する方向で、検討が進められています。一本化以降は、マイナンバーカードを紛失・更新中の人や手元にカードがない人などは、ご加入の医療保険の保険者に申請することで、「資格確認書」が無償交付され、医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができるよう対応策が検討されています。

令和6年秋時点で手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間(有効期限がそれより前に切れる場合はその有効期限まで)使用することができる方向

で、検討が進められています。



◀▲マイナンバーカードが利用可能な医療機関・薬局はポスター(左)やステッカー(中央)が貼られているほか、厚生労働省ホームページ(右上2次元コード)でも確認できます。

マイナンバーカードは安全です

●マイナンバーカードを失くしたら個人情報が流出し そうで不安・・・

マイナンバーカードのICチップには、健康・医療情報や税情報・年金情報などプライバシー性の高い情報は入っていません。

●マイナンバーを他人に悪用されそうで怖い・・・

第三者にマイナンバーを見られても、あなたになり

すまして手続きを行ったり、あなたの個人情報を調べたりすることはできません。

●マイナンバーカードを失くした場合、どうすれば良いかわからない・・・

万が一紛失しても、24時間365日受付のコールセンター【☎0120-95-0178】に電話して、カードの利用を一時停止できるので安心です。



3